

グレイターライビル日本語補習校付則

第1条 授業料

(1) 当校の授業料を下記に定める。

		幼稚部	小学部	中学部	高等部	聴講生
学年毎		\$1,000	\$1,000	\$1,000	\$1,000	\$50/日
学期毎	1 学期 (11 日)	\$275	\$275	\$275	\$275	
	2 学期 (18 日)	\$450	\$450	\$450	\$450	
	3 学期 (11 日)	\$275	\$275	\$275	\$275	

*聴講生の授業料は、1時間以上を聴講した場合とする。

(2) 授業料の計算

1. 授業料は一学年（4月から翌3月）を基準に計算し、授業料請求権は各学年の一学期の開始時に発生する。
2. 一学年の開始後、入学を認められた者は、登校を予定していた日、または、実際登校した日のどちらか早い日より、授業料の負担の義務を負う。
3. 上記2の場合、および、学期の途中で退学を認められた場合の授業料は、授業日数に応じて計算する。
4. 天候（降雪・ハリケーン等）事由による休校のため授業日数が減った際でも原則授業料の返金は実施しない。ただし、状況によっては運営委員会で協議し当該分の授業料の払い戻しを行うか決定する。

(3) 授業料の支払い方法

1. 授業料は、学年の開始時に、一学年分を支払うものとする。ただし、学期毎に分割して支払うこともできる。
2. 授業料は、提示された期限以内に支払うものとする。
3. 授業料請求の日から30日（請求された日を含む）を過ぎても授業料が支払われなかった場合は、一月分の10%を滞納手数料として徴収する。
4. 一度受領した授業料は学期の途中で退学した場合でも返金は実施しない。ただし、授業料納付前に退学の連絡があった場合には、それまでの出席日数に応じて授業料を請求する。また事前に退学する予定の連絡があった場合には、出席できる授業数に応じて授業料を請求する。

第2条 補習校維持費

- (1) 補習校維持費は、生徒一人当たり年間1500ドルとする。
- (2) 企業の駐在員として当地に派遣された家庭以外は「個人会員」として、個人会員の補習校維持費は生徒一人当たり年間500ドルとし、教師、幼稚部アシスタントを

- 行ってこれを減額することができる。企業の駐在員家庭においても企業より補助がなく維持費を自己負担する場合には個人会員と同額の 500 ドルとする。
- (3) 維持費請求の日から 30 日（請求された日を含む）を過ぎても維持費が支払われなかつた場合は、10%を滞納手数料として徴収する。
- (4) 一度受領した維持費は学期の途中で退学した場合でも返金は実施しない。ただし、維持費納付前に退学の連絡があった場合には、それまでの出席日数に応じて維持費を請求する。また、事前に退学する予定の連絡があった場合には、出席できる授業数に応じた維持費を請求する。

第3条 休学、退学における扱い

- (1) 休学中は規定の授業料の五分の一を徴収する。
- (2) 休学中は本人の希望で、教科書、教材配布経費実費負担にて、継続して受け取ることができる。
- (3) 休学、退学を希望する場合、及び復学、再入学を希望する場合、事前に校長と面接を持つこと。

第4条 当校は次にあげる表簿を順次備えなければならない。

- (1) 学校沿革史
(2) 日課表
(3) 教育計画案、時間割り
(4) 教員の名簿、履歴書、出勤簿
(5) 経費の予算表、決算表
(6) 図書、備品目録
(7) 公文書綴り
(8) 諸願、届け（入学、退学、休学、復学）
(9) 諸規定、規約綴り

第5条 父母、場合によってはそれ以外の者で、本学教師の休暇の際に、これに代わって講義を行なう者（「代講教師」）につき、以下のように定める。

- (1) 代講教師は、本学校長の指示により、本学教師の休暇の際に、これに代わって講義を行なう。代講教師になろうとする者は、事前に校長にその旨を届け出るものとする。
- (2) 代講教師は、その報酬として、\$10.00/時間を支払われるものとする。ただし、法律上の問題のある者については、この限りではない。

第6条 グレータールイビル日本語補習校校則及び付則は、1993年4月1日より発効する。

1997年6月7日校則及び付則改訂
1997年9月27日付則改訂
1999年4月10日付則改訂
2000年10月1日付則改訂
2001年4月1日付則改訂
2012年1月21日付則改訂
2015年2月14日校則及び付則改訂
2016年3月5日付則改訂

2020年4月1日付則改訂
2025年3月1校則および付則改定